

広島県大学共同リポジトリ申し合わせ事項

- 1 広島県大学共同リポジトリ（以下「共同リポジトリ」という）は、広島県大学図書館協議会加盟館が参加できるものとする。
- 2 共同リポジトリに参加しようとする図書館は、所定の様式により事務局に申し込むものとする。
- 3 共同リポジトリから脱退しようとする図書館は、所定の様式により事務局に届け出るものとする。
- 4 共同リポジトリの参加費は、総会で決定された金額を毎会計年度始めに納入するものとする。但し、年度途中で参加した場合にも当該年度の参加費を支払うものとする。
- 5 納入された参加費は、脱退した場合でも返却しない。

付記事項

この申し合わせ事項は、平成 19 年 9 月から施行する。